

覚書

敦賀市（以下「甲」という。）〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援）補助金に関して、次の条項により覚書を締結する。

（期限）

第1条 本覚書は、締結日から効力を有するものとする。

（業務内容）

第2条 甲及び乙は、ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援型）補助金（以下「補助金」という。）の事務を円滑に実施するため、ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、相互に連携を図り、事務を進めるものとする。

2 乙は、補助金の対象となる奨学ローンの商品を設定した場合、教育資金の借り入れを希望する市民に対して、チラシ等の各種広報素材や乙のホームページにより、その旨を明示しなければならない。

3 甲は、補助金について甲のホームページ等により、周知を図るとともに、乙が交付要綱に定める特定金融機関である旨を公表するものとする。

（秘密の厳守）

第3条 甲及び乙は、補助金事務の実施により知り得た秘密、補助金事務の実施のため甲又は乙が提供した情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、補助金事務終了後又は本覚書の破棄後も継続するものとする。

（事務費等の費用負担）

第4条 補助金事務により生じた人件費、事務費等の費用は、事務を実施した甲又は乙それぞれの負担とし、奨学ローン借入者に対して請求は行わないものとする。

（覚書の解除等）

第5条 甲及び乙は、次の各号いずれかの事由に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この覚書及び交付要綱に規定する事項に違反したとき。

(2) 組織的な違法行為が行われていた場合など、甲又は乙が、社会通念上著しく不適当な事務を実施していたと認められるとき。

(3) 甲が、ホームタウン奨学金の予算上の根拠を失ったとき。

(4) 甲又は乙が覚書の解除を相手方に申し入れ、乙が提供する奨学ローンにおいて、補助金の対象となる可能性がある借入者が存在しなくなったとき。

2 甲又は乙が、前項第4号に基づく覚書の解除を相手方に申し入れた場合、

申入れが相手方に到達した日から30日が経過した日以降、乙は、補助金の対象となる奨学ローンとして、新たに資金を貸し付けることはできない。

(疑義等の決定)

第6条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 米澤 光治

乙 ○○○○番○号
○○○○